

犬山市先端医療機器導入費補助金について

1 制度概要

- ・令和4年度に創設した市独自補助金。
- ・「地域医療の中核的な医療機関である社会医療法人に先端医療機器の導入を促進することにより、当該医療機関の医療体制の充実、地域の医療機関相互の密接な連携及び機能分担の促進並びに医療資源の効率的活用を図り、地域の医療水準の向上」を図ることを目的とする。
- ・補助申請の手続きとして、交付申請の前年度に市と事前協議を整える必要がある。

2 事前協議内容

(1) 申請者

総合犬山中央病院

(2) 導入機器

① 1.5テスラ MR I

- ・ X線を使用せず体内の状態を断面像として描写する検査機器
- ・ 導入経費（設置費・付帯工事費込み）：159,826,315 円

② 血管撮影装置

- ・ X線透視撮影により血管を描出する検査機器
- ・ 導入経費（設置費・付帯工事費込み）：112,373,685 円

(3) 補助対象経費

①+② = 272,200,000 円

3 補助にかかる令和8年度市予算案

<歳出> 先端医療機器導入費補助金

136,100,000 円 ※補助対象経費の1/2

<財源> 健康市民づくり基金より全額繰入

4 その他

(地方公共団体が行う補助の法的根拠について)

- ・ 地方自治法第232条の2「公益上必要がある場合に補助をすることができる」
⇒ ・ 地域の医療水準の向上を目的としている
- ・ 社会医療法人を対象とした補助であり公益性を有している